

鳥取県「水道広域化推進プラン」策定に係る広域連携効果シミュレーション等業務  
公募型プロポーザルに対する質問及び回答

令和2年5月1日 / 鳥取県水環境保全課

	質 問	回 答
問1	<p>企画提案書評価基準書8「業務の実施体制」②について、「専任の職員」とは、本業務以外の業務において、管理技術者・担当技術者・照査技術者のいずれにも配置しない職員と考えて宜しいでしょうか。 また、専任の職員が配置できない場合、評価点は「0点」と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>「専任の職員」とは主たる担当者として業務を統括する者とし、「他業務において管理技術者・担当技術者・照査技術者のいずれにも配置しない」ことまでは要しません。実施体制全体として本業務を確実に遂行できるものとなっているかどうかで判断されます。 また、専任の職員が配置されない場合、配置されている場合に比べて当然評価点は低くなりますが、必ずしも「0点」になるわけではなく、評価基準中「評価の視点」のその他の項目も総合的に判断して採点されます。</p>
問2	<p>企画提案書評価基準書8「業務の実施体制」④について、「財政収支シミュレーションへの公認会計士の関与(助言・監修)」は、「(様式第2号)公募型プロポーザル参加資格確認書」6の誓約をもって確認されるものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>企画提案書(評価項目「8業務の実施体制」に関する記載)の中で、具体的な関与・監修内容を記載し、シミュレーションに対して公認会計士がどのように支援を行うことを想定しているかを明らかにしてください。</p>
問3	<p>実施要領6「企画提案書の作成及び提出方法」(2)について、「A4判で10ページ以内」とありますが、A3判の使用は認められないということでしょうか。仮に認められる場合、A3判1ページ=A4判2ページという扱いになると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり、A3版を使用する場合は、A3判1ページ=A4判2ページという扱いになります。</p>
問4	<p>実施要領7「審議会の設置、企画提案書・見積額の評価及び最優秀提案者の選定・通知」(2)エについて、プレゼンテーション時にパワーポイント等を使用する場合、プロジェクター、スクリーンを持参のうえ、使用することは可能でしょうか。 また、「パワーポイント等で別途説明用資料を用意する場合は、企画提案書提出時にあらかじめ提出すること」とありますが、提出する場合は電子媒体で宜しいでしょうか。仮に紙媒体と限定される場合、必要部数をご教示ください。</p>	<p>プロジェクター、スクリーンは事務局において準備しますので、提案者において準備される必要はありません。ただし、パソコンについては提案者においてご持参ください。  また、パワーポイント等で別途説明用資料を用意する場合は事前提出は、電子媒体のみで結構です。(必要部数は事務局で印刷します。)</p>
問5	<p>仕様書6「業務内容」(1)の②及び⑥について、「鳥取県水道事業に係る広域化・共同化検討会」と「鳥取県が年4回程度、主にブロック別で開催する検討会」は異なるものと考えて宜しいでしょうか。 また、これらの検討会以外の外部報告会等は予定されていないと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>同一のもので、この検討会は年4回程度、各ブロック別で開催することが基本ですが、そのうち、年一回程度は全ブロック合同で開催することを想定しています。 また、この検討会以外の外部報告会等は現在のところ予定しておりません。</p>
問6	<p>仕様書6「業務内容」⑥について、「鳥取県が年4回程度、主にブロック別で開催する検討会」の開催予定時期をご教示ください。</p>	<p>検討会の開催時期は、事業の進捗に応じて県と受託者で協議しながら設定・開催するため未定です。 なお、想定の一例としては次のようなものです。  &lt;令和2年度&gt; [7月] 第1回(ブロック別) : 「現状把握」の進め方調整、市町村への依頼 等 [11月] 第2回(ブロック別) : 「現状把握」の報告、自然体将来推計に向けた条件設定の市町村協議、広域化パターン原案の提案 等 [1月] 第3回(ブロック別) : 「自然体将来推計」経営上の課題把握の状況報告、広域化パターンの調整 等 [3月] 第4回(全体会) : 想定される広域化パターンに応じた先進事例勉強会(県対応)、広域化パターン(シミュレーション案)の報告、広域連携効果シミュレーションに係る条件設定等の調整 等  &lt;令和3年度&gt; [5月] 第1回(ブロック別) : 広域連携効果シミュレーションの状況報告、再調整の協議 [8月] 第2回(ブロック別) : 広域連携効果シミュレーションの再調整報告、水道広域化推進プラン(たたき台)の提示(着手)、法定協議会設置に向けた調整(県対応) [11月] 第3回(ブロック別) : 水道広域化推進プラン(素案)の提示、意見調整、法定協議会設置に、に向けた調整(県対応) [2月] 第4回(全体会) : 水道広域化推進プラン(素案)の調整、法定協議会設置に向けた調整(県対応)</p>
問7	<p>実施要領6(2)企画提案書の書式及び枚数制限において、企画提案書は10ページ以内とされているが、これを両面(10枚で20ページ)で作成することは許されるか。</p>	<p>両面で印刷する場合は5枚となります。(5枚10ページ) ただし、ページ数は目安ですので、数ページ(1~4ページ程度)の超過は可能とします。</p>
問8	<p>実施要領7の審査会における委員は、内部委員又は外部委員のどちらか。</p>	<p>外部委員3名(学識経験者)、内部委員2名(県職員)です。</p>
問9	<p>実施要領7(2)エに、「なお、プレゼンテーション用としてパワーポイント等で別途説明用資料を用意する場合は、企画提案書提出時にあらかじめ提出すること。」とあるが、当該別資料に書式や枚数等の制限はあるか。</p>	<p>書式指定・制限はありません。 また、枚数についても制限は設けておりませんが、説明時間(15~20分程度)で説明できる量となるようにしてください。</p>

問10	<p>調達公告4(2)エその他に、「プレゼンテーション用としてパワーポイント等で別途説明用資料を用意する場合は、企画提案書提出時にあらかじめ提出すること。」とありますが、提出する場合は、電子媒体での提出でよろしいでしょうか。</p> <p>また、プロジェクターなどの設備は、持参する必要がありますでしょうか。</p>	<p>問4をご参照ください。</p>
問11	<p>仕様書6(1)④広域連携効果シミュレーション ウ広域化パターン&lt;パターンⅠ&gt;&lt;パターンⅡ&gt;において、「経営統合又は経営の一体化」とありますが、「経営統合」と「経営の一体化」の違いやそれぞれの定義、もしくは貴県のお考えについてご教示ください。</p>	<p>「経営統合」・・・経営主体も事業認可も一つに統合された形態(例:群馬東部水道企業団、秩父広域市町村圏組合 等)</p> <p>「経営の一体化」・・・経営主体は一つに統合しつつ、事業認可上は統合していない形態(例:大阪広域水道企業団)</p> <p>※「水道財政のあり方に関する研究会」報告書(平成30年12月総務省自治財政局公営企業課公営企業経営室)から抜粋</p>
問12	<p>仕様書6(1)⑥状況報告及び協議に「年4回程度、主にブロック別で開催する検討会に出席し、」とありますが、開催時期についての目安があれば、ご教示ください。</p>	<p>問6をご参照ください。</p>
問13	<p>仕様書6(1)⑥状況報告及び協議に「年4回程度、主にブロック別で開催する検討会に出席し、」とありますが、年4回×3ブロック×2年で概ね24回の出席が必要との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、その会議記録(録音・全文起こしなど)は本業務の範囲外との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。(ただし、問5にあるとおり、一部の検討会を全ブロック合同で開催することがあれば、24回より回数が減ることになります。)</p> <p>また、会議記録(録音・全文起こしなど)は本業務の範囲外です。県・受託者がそれぞれの業務に必要な範囲で、必要に応じて個別で対応することとします。</p>
問14	<p>仕様書6(1)⑦資料収集に、決算状況及び経営比較分析表について過去5か年(平成26年度～平成30年度)の提供が可能とされています。水道統計について年数の記載がありませんが、過去10か年(平成21年度～平成30年度)について提供いただきたいと考えます。提供可能でしょうか。</p> <p>また、それらのデータはPDFではなく、エクセル又はCSVファイルでの提供が可能でしょうか。</p>	<p>水道統計については10か年分の提供が可能ですが、対象年度は平成20年度～平成29年度になります。平成30年度については、現在、国における取りまとめ中ですので、国から結果送付があり次第の提供となります。</p> <p>また、提供するデータには、CSVファイルなども含まれます。</p>
問15	<p>公募型プロポーザル実施要領1(3)予算 及び7(4)評価方法(イ)見積額の評価点について。令和2年度又は、令和3年度の単年度の見積額が単年度の予算額13,405千円(税込)を超えた場合に於いても、2か年の見積総額が、予算総額以内であれば、「失格」となる事はない、という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>見積額の評価点は、令和2～3年度の見積総額に対して算出されるため、失格にはなりません。</p> <p>ただし、その場合であっても、実際の各年度の委託料の支払いは、各年度の予算額が上限となります。</p>